

大津祭曳山連盟公式キャラクター利用に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人京都成安学園成安造形大学（以下「大学」という。）が著作権を有する大津祭曳山連盟公式キャラクターちま吉（以下「ちま吉」という。）を利用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(利用承認申請)

第2条 ちま吉を利用しようとするものは、あらかじめ学校法人京都成安学園成安造形大学の学長（以下「学長」という。）にちま吉利用申請書（別紙様式第1号）を提出し、その承認を受けなければならない。

(利用承認)

第3条 学長は、前条の規定により申請された内容が、ちま吉の誕生にいたる経緯を鑑み、大津祭の発展と振興を深めるために効果があると認められる場合で、次に掲げる要件を満たすものについて、ちま吉の利用を承認することとする。

- (1) 公序良俗に反するものでないこと。
- (2) 政治的又は宗教的目的をもってちま吉を利用するものでないこと。
- (3) 大学及び大津祭の品位を傷つけるおそれのないこと。

2 学長は、前項の規定により承認したときは、ちま吉の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）に対し利用承認書（別紙様式第2号）を申請者に交付する。

(利用許諾契約)

第4条 大学は、利用者とちま吉の利用に関し、利用許諾契約書（別紙様式3号）を締結する。

(結果の報告)

第5条 学長は、利用者に対して、当該申請の実施結果について、利用結果報告書（別紙様式4号）を求めるものとする。

(利用期間)

第6条 ちま吉の利用期間は、利用承認の日から1年間とする。

(承認の取り消し)

第7条 学長は、ちま吉の利用承認を受けたものが当該承認内容に違反してちま吉を利用した場合又は申請内容に虚偽があると認める場合は、当該利用承認を取り消すことができる。

(事務窓口)

第8条 ちま吉の利用に関する事務手続きは、大津祭ちま吉協議会（構成団体：特定非営利活動法人大津祭曳山連盟、大津商工会議所、成安造形大学）が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、ちま吉を使用する場合の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

平成21年4月1日

学校法人京都成安学園
成安造形大学
学長 牛尾 郁夫